

平成 31・32 年度松江市建設工事入札参加資格審査における格付の概要 訂正 新旧対照表

訂 正 後	訂 正 前
<p>(6) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況（変更無し）</p> <p>ア) 策定義務のある事業主が行動計画を策定していない …△10 点</p> <p>イ) 策定義務のある事業主が行動計画を策定している …0 点</p> <p>ウ) 策定義務のない事業主が行動計画を策定している …5 点</p> <p>(7) こっころカンパニー認定状況（変更無し）</p> <p>ア) 上記 (6) イ) <u>又はウ)</u> に該当する事業主がこっころカンパニーに認定されている …5 点</p> <hr/>	<p>(6) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況（変更無し）</p> <p>ア) 策定義務のある事業主が行動計画を策定していない …△10 点</p> <p>イ) 策定義務のある事業主が行動計画を策定している …0 点</p> <p>ウ) 策定義務のない事業主が行動計画を策定している …5 点</p> <p>(7) こっころカンパニー認定状況（変更無し）</p> <p>ア) 上記 (6) イ) _____ に該当する事業主がこっころカンパニーに認定されている …5 点</p> <p>イ) 上記 (6) ウ) <u>に該当する事業主がこっころカンパニーに認定されている</u> …10 点</p>

平成17年3月31日

松江市告示第16号

(点数の算定)

第3条 点数は、審査要綱第4条の規定により、次に掲げるところにより算定する客観的事項による点数（以下「客観点数」という。）と主観的事項による点数（以下「主観点数」という。）を合算して得た点数を総合点数とする。ただし、建設業法に規定する主たる営業所を松江市外に有する入札参加資格申請者にあつては、主観点数を算入しない。

(1) 客観点数

(中略)

(2) 主観点数 次に掲げるところにより算定した点数の合計とする。

(中略)

ケ 審査要綱第4条第3項第2号ケに規定する項目について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画（以下「次世代育成行動計画」という。）の策定状況に応じて次のとおりとする。(イ) 又は(ウ)の場合において、当該事業主がしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けているときは、それぞれについて定める点数に5点を加点する。

(ア) 策定義務のある事業主が次世代育成行動計画を策定していない場合
-10点

(イ) 策定義務のある事業主が次世代育成行動計画を策定している場合 0点

(ウ) 策定義務のない事業主が次世代育成行動計画を策定している場合 5点

(中略)

附 則（平成30年11月19日松江市告示第456号）

この告示は、平成30年12月1日から施行する。